



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年8月21日火曜日 第1889号

◇ 目 次 ◇

医師の指定.....	882
指定医師の所在地の変更.....	882
指定自立支援医療機関の指定.....	883
指定自立支援医療機関の辞退.....	883
指定医師の辞退の届出.....	883
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等（2件）...	884
農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金に係る補助金交付規程の廃止.....	885
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	885

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	885
加入区の設定.....	885
付保義務の発生.....	886
付保義務の消滅.....	886

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 886

正 誤

平成19年6月1日付け第1866号愛媛県公安委員会規則第14号（愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則）中..... 886

告 示

○愛媛県告示第1370号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成19年8月21日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	消化器科	消化器科久保病院	久保元敏	今治市内堀一丁目1-19	平成19年8月1日
肢体不自由・心臓・呼吸器機能障害	内科・消化器科	〃	浅海章	〃	〃
呼吸器機能障害	呼吸器科	〃	正慶修	〃	〃
心臓機能障害	循環器科	愛媛県立新居浜病院	森岡紀勝	新居浜市本郷三丁目1-1	〃
聴覚・平衡・音声・言語・そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	住友別子病院	武田靖志	新居浜市王子町3-1	〃
肢体不自由・心臓機能障害	内科	笹田循環器科内科医院	笹田昌男	西予市三瓶町朝立1番耕地310-41	〃
呼吸器機能障害	外科	愛媛大学医学部附属病院	加洲保明	東温市志津川	〃

○愛媛県告示第1371号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成19年8月21日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
山口朋孝	町立宇和病院	西予市宇和町大字卯之町1-246	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷3-1-1	平成19年4月1日
鈴木正和	愛媛労災病院	新居浜市南小松原町13-27	すずき眼科クリニック	四国中央市妻鳥町1626-1	平成19年7月1日
古賀健一郎	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	古賀耳鼻咽喉科	宇和島市御幸町二丁目6-3	平成19年7月2日

宋 碩 柱	愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	財団法人積善会附属十全総合病院	新居浜市北新町1 - 5	平成19年 7月16日
-------	-------------	--------	-----------------	--------------	----------------

○愛媛県告示第1372号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成19年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
ワタキュー薬局宇和島店	宇和島市丸之内2丁目1 - 4	株式会社フロンティア		平成19年 8月1日
ワタキュー薬局新居浜店	新居浜市新田町2 - 2 - 17	株式会社フロンティア		〃
ワタキュー薬局松木町店	新居浜市松木町3 - 7水野ビル1F	株式会社フロンティア		〃
ワタキュー薬局卯之町店	西予市宇和町卯之町1丁目404	株式会社フロンティア		〃
ワタキュー薬局宇和町店	西予市宇和町卯之町5丁目241 - 1	株式会社フロンティア		〃
ワタキュー薬局森の国店	北宇和郡松野町大字延野々1411 - 1	株式会社フロンティア		〃
ワタキュー薬局城辺町店	南宇和郡愛南町城辺2481 - 1	株式会社フロンティア		〃
ワタキュー薬局一本松店	南宇和郡愛南町一本松5157	株式会社フロンティア		〃
守谷薬局	西条市朔日市799 - 1	有限会社クオレ調剤		〃
くりの木薬局	四国中央市中之庄町398 - 2	株式会社スエトップ		〃
すいは薬局	四国中央市中之庄町284 - 1	株式会社スエトップ		〃
しんぐう薬局	四国中央市新宮町新宮50	株式会社スエトップ		〃
フクダ薬局西之端店	新居浜市中村1丁目5 - 38	有限会社フクダ薬局		〃
アイン薬局四国中央店	四国中央市上分町734 - 3	株式会社アインファーマシーズ		〃

○愛媛県告示第1373号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の届出があった。

平成19年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	辞退年月日
有限会社ヒアサ薬局広紹寺店	平成19年 7月1日
長浜薬局	平成19年 7月1日

○愛媛県告示第1374号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成19年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
肢 体 不 自 由	精神科神経科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	田 邊 敬 貴	東温市志津川	平成 19年 7月5日
聴覚・平衡・音声・言語又は そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	財団法人積善会附属 十全総合病院	松 本 宗 一	新居浜市北新町1 - 5	平成 19年 7月17日

○愛媛県告示第1375号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
ダイキエ X 新居浜	新居浜市瀬戸町甲4101番地1外	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	7,300平方メートル	11,612平方メートル	平成20年 3月31日	平成19年 7月30日
		駐車場の収容台数	331台	395台		
		駐輪場の位置及び収容台数	店舗棟南西側45台	店舗棟西側136台		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前8時から 午後8時まで	午前7時から 午後9時まで		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時45分から 午後8時15分まで	午前6時45分から 午後9時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1376号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変更の年月日	届 出 日
直売所（さいさいきて屋）	今治市中寺字山の窪576-1他	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	越智今治農業協同組合 代表理事 藤原昌克	越智今治農業協同組合 代表理事 田坂貴	平成19年 6月28日	平成19年 8月6日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1377号

農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金に係る補助金交付規程（昭和31年7月愛媛県告示第447号）は、告示の日限り廃止する。ただし、廃止前の農業災害補償法第14条の規定による事務費国庫負担金に係る補助金交付規程の規定により交付を受けた補助金の返還等及び関係書類の保管については、なお従前の例による。

平成19年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1378号

丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・徳出地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・徳出地区）計画書の写し
- (2) 丹原町土地改良区定款の写し

2 縦覧機関

平成19年 8月22日から 9月19日まで

3 縦覧場所

西条市役所丹原総合支所

○愛媛県告示第1379号

丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上町地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・上町地区）計画書の写し
- (2) 丹原町土地改良区定款の写し

2 縦覧機関

平成19年 8月22日から 9月19日まで

3 縦覧場所

西条市役所丹原総合支所

○愛媛県告示第1380号

道後平野土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24

年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成19年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 道後平野土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 道後平野土地改良区定款の写し

2 縦覧機関

平成19年 8月22日から 9月19日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁、東温市役所川内支所、松山市役所本庁、砥部町役場本庁、松前町役場及び伊予市役所本庁

○愛媛県告示第1381号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により、一定の水域を次のように定める。

平成19年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 かき養殖業

加入区の名 称	区 域
燧灘第6加入区	燧特区第137号漁業権漁場の区域
伊予灘第2加入区	伊特区第25号漁業権漁場の区域

2 1年貝真珠養殖業又は2年貝真珠養殖業

加入区の名 称	区 域
伊予灘第13加入区	伊区第14号漁業権漁場の区域

3 小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業、小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業、小割り式3年魚たい養殖業、小割り式ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業、小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業、小割り式2年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業、小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式1年魚しまあじ養殖業又は小割り式2年魚しまあじ養殖業

加入区の名 称	区 域
燧灘第55加入区	燧特区第138号漁業権漁場の区域
宇和海第191加入区	宇特区第396号漁業権漁場の区域
宇和海第192加入区	宇特区第397号漁業権漁場の区域

○愛媛県告示第1382号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成19年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（松山地方局管内）

中島三和加入区

1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成15年 8月愛媛県告示第1731号）による保険に付すべき義務は、平成19年 8月20日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成19年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（松山地方局管内）

中島三和加入区

○愛媛県告示第1383号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年 8月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年 8月 7日	特定非営利活動法人 夢のまち・えひめ	高 田 英 二	愛媛県松山市衣山五丁目1番地48 サーバス衣山武番館503号	この法人は、未来の子供達に暖かな心の通う「まち」を伝えるため、人間及び社会の健全な成長・発展の基となる心を見つめ、住んでいる人々、訪れる人々にとって心地よい「まちづくり」「環境づくり」を推進する。「まちづくり」については、生活全体を含んだ「まち」のあり方を「人」と「社会システム」の調和の視点から見つめ、企画・調査・教育・相談・提言などの事業を行い、「環境づくり」については、「人」と「自然環境」の調和のために、環境保全活動や研究提言などの事業を行う。更に、これらの活動を推進するために、「産・官・学・民」が協同できる体制づくりに努め、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

正 誤

○正 誤

平成19年 6月 1日付け第1866号愛媛県公安委員会規則第14号（愛媛県道路交通規則等の一部を改正する規則）中

ページ	箇 所	誤	正
638	第1条 下から1行目 及び2行目	牽 引 二	けん 引 二